

諮問庁：地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長

諮問日：令和 5 年 7 月 21 日（諮問第 75 号）

答申日：令和 6 年 2 月 16 日（答申第 75 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長が行った不開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和 5 年 2 月 20 日付けで北九州市個人情報保護条例（平成 16 年北九州市条例第 51 号。）第 16 条第 1 項に規定する開示請求権に基づき行った、「市立医療センター 裁判所提出用 腓骨分断事実の拒否理由」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求に対して、同年 3 月 6 日付け北九病医経第 308 号により地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求め（以下「本件審査請求」という。）。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 処分庁が同意書に記載のない腓骨を切断したことは傷害罪である。
- (2) 犯罪行為を隠蔽していることが、虚偽公文書作成罪である。
- (3) 同意書のない腓骨の切断を認めさせるためである。

第 3 処分庁の主張

1 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 審査請求人に対して変形性膝関節症の治療として実施した腓骨骨切りの事実について拒否又は否定したことはないため、拒否又は否定の理由を記載した文書を作成することはない。
- (2) 審査請求人の主張する傷害罪及び虚偽公文書作成罪の証明については、司法の手に委ねるべき案件であり、処分庁は関知していない。

2 結論

よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本件審査請求は理由がないから、棄却を求める。

第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 5 年 7 月 2 4 日 諮問の受付
- ② 令和 5 年 1 0 月 2 日 審議
- ③ 令和 5 年 1 1 月 1 6 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 6 年 1 月 1 9 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑤ 令和 6 年 2 月 1 3 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の不開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、腓骨切断の事実を否定する理由が書かれた書類である。

2 本件保有個人情報の保有の有無について

- (1) 処分庁は、審査請求人に対して変形性膝関節症の治療として実施した腓骨骨切りの事実について拒否又は否定したことはないため、拒否又は否定の理由を記載した文書を作成することはないと主張する。

この点、処分庁において腓骨の骨切りが行われている以上、その事実を拒否又は否定した理由を記載した文書が作成されることは想定しがたく、他にそのような文書が存在することがうかがわれる事情も認められない。

- (2) よって、当審査会としては、審査請求人が請求する本件保有個人情報が存在するとは認められず、原処分が不存在を理由に不開示と決定したことは妥当と判断する。

3 審査請求人の主張について

当審査会は、北九州市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求について、審査庁から諮問を受けて事案の調査審議を行った上で答申を行うこととされており、ここでいう具体的な審議内容は、保有個人情報の開示又は不開示の適否についてである。

この点、審査請求人は、処分庁の行為が傷害罪であるとか虚偽公文書作成罪である等と主張するが、このような主張は当審査会の審議対象ではないことを申し添える。

4 まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

会長	時 枝 和 正
委員	姜 信 一
委員	重 永 酉 子
委員	神 原 ゆうこ
委員	川 島 悠 子